

平成23年11月24日（木曜日）

○議事日程

平成23年11月24日（木）午後 3時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第32号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番	林	甚	一	君
2番	鈴木	正	昭	君
3番	高木	武	男	君
5番	多田	和	弘	君
6番	山崎	ひろみ		君
7番	土屋	進		君
8番	宮崎	正	吾	君
9番	花香	むつみ		君
10番	鎌形	寿	一	君
11番	林	勝	俊	君
13番	宮澤	喜久男		君
14番	平山	茂		君
15番	箕輪	誠	一	君
16番	勝野	暢	一	君

○欠席議員（1名）

12番	高嶋	雅	弘	君
-----	----	---	---	---

○出席説明員（4名）

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	清水	正幸	君
総務課	長	菅谷	武男	君

教 育 長 小 澤 茂 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 林 泰 雄

次 長 青 柳 清 子

主 査 林 昌 樹

(午後 3時00分 開会)

議長 (勝野暢一君)

ただいまの出席議員は14人です。

12番 高嶋雅弘君から体調不良のため、欠席したい旨、届け出がありました。

ただいまから、平成23年東庄町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。

地方自治法第121条の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番 鎌形寿一君、6番 山崎ひろみ君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

日程第3、議案第32号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (勝野暢一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第32号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により、生計費や国及び他の地方公共団体並びに民間企業の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応されるように、随時、適切な措置を講じなければならないとされております。

議案第32号は、東庄町においても、地方公務員法の趣旨に沿い、人事院勧告及び県の人事委員会勧告の内容に準じた給与の改定を行うことが適当と考えますので、関係条例の改正を行うこととした次第でございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、議案第32号の内容について説明させていただきます。

先ほど町長が申しあげましたとおり、職員の給与は、地方公務員法により、随時、適切な措置を講じなければならないとされています。議案第32号は、一般職の職員について、国の人事院勧告並びに県の人事委員会勧告の内容に準じ、給与の改定を行うため、関係条例を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開きください。

初めに、本改正条例の全体構成をご説明申し上げます。この改正条例は3条立てになっております。まず3ページから記載の改正条例第1条で、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しております。

次に、20ページから記載の改正条例第2条は、改正条例第1条と同じ条例である一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものとなっております。これは、同一の条例のそれぞれの改正内容について、施行期日を異ならせる必要があるため、二つに分けたものとなっております。

次に、20ページ中段から記載の改正条例第3条で、平成18年の職員の給

与関係条例の一部改正条例の一部改正を行っております。これは改正条例第1条の給与条例の改正に伴い、並列的に改正が必要になる関係条例を改正するものとなっております。なお、本改正条例で改正される給料表につきましては、参考資料の新旧対照表への記載を省略させていただいておりますので、ご了解をお願いいたします。

改正概要につきましては別紙にまとめてございますが、順を追ってご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開き願います。初めに改正条例第1条の一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正について申し上げます。

これは月例給の関係でございますが、人事院勧告並びに県の人事委員会勧告の内容に準じまして、医療職給料表（一）を除く給料表の給料月額について高齢層に重点を置き、おおむね40歳代以上の職員の受ける号給に限定して引き下げ改定を行います。この改定により、東庄町職員の給料月額の平均改定率は0.3%の減となっております。

議案書の4ページから19ページに改正後の給料表を掲載しております。

次に、議案書の20ページ及び参考資料の1ページをお開きください。改正条例第2条の一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正について申し上げます。

この改正は、平成24年4月1日から看護師の夜間看護手当のうち、深夜の全部を含む勤務に対する支給額について、近隣類似団体を参考に引き上げ改定を行うものです。

次に議案書20ページ中段からの改正条例第3条の一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の関係ではありますが、参考資料の2ページをお開き願います。

これは一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、平成18年東庄町条例第4号附則第7号の規定に基づく経過措置の改定であります。この経過措置により平成18年3月31日の給料表の適用を受ける職員についても、一昨年及び昨年度の引き下げ率に加え、千葉県的人事委員会勧告の内容に準じ、0.4%の引き下げ改定を行うものであります。

最後に附則であります。第1項は条例の施行期日を平成23年12月1日

と定めるものであります。ただし、第2条の規定は平成24年4月1日と定めるものであります。

第2項につきましては、人事院勧告及び県人事委員会勧告の内容に準じて月例給の引き下げ改定が行われる職員を対象に、本年4月から改正条例施行までの民間との格差相当分を12月期の期末手当で減額調整を行うものであります。調整率は県の人事委員会勧告の内容に準じ、0.37%の減となっております。

次に、議案書の22ページをお願いします。第3項につきましては、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項の決定を任命権者である町長に委任するものであります。

最後になりましたが、これらの給与等の減額改定を行うことにより、年間約190万円の減額となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（勝野暢一君）

これから質疑を行います。

11番。

11番（林 勝俊君）

提案されました議案、給与削減ということでございます。ただいま総務課長の説明の中に、190万減額されると。人事院勧告ということで、それに従うわけでございますけれども、私個人としては、非常にこの東庄町も県下では有数の財政内容に入っております。そういう中で190万、減額しなくてもいいんじゃないかと、個人的な話でございますけれども、このように思っております。

また、これが可決されて減額された場合には、いろんな面でこの減額した分の交付金が削られて町の方に来るのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

本町の減額改定につきましては、国の総務省の指導のもとで、国自体は今回人事院勧告を見送りするというので、新聞などの報道でご存じのことと思い

ますが、国の場合ですと震災の關係の復興財源關係で人勸を見送りし、そういう中で平均7.8%の引き下げを行うことなどが報道等でうたわれておりますが、県につきましては、やはり県の人事委員会の勸告どおりに実施するということを連絡いただいております。これはあくまで国自体は、町もそのような国の人事院勸告に見合う給与改定などを行っていただきたいということで、そういう中で交付税等が減るかどうかということにつきましては、実質的には変わらない状況と判断しております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

11番。

11番（林 勝俊君）

了解しました。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

先ほどの説明の中で、医療職を除いた一般の職員に対してというお話だったと思うんですが、医療職を除くというのは具体的にどういう背景があるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

これにつきましては、医療職を除くと申し上げましたのは、やはり医師等の人材を確保するためという判断をしております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

医師の確保という話でしたが、今の給与体系が低いのか、それとも給与が逆に言えば低いから集まらないと思っているのか。下げないということは、それで医師だけじゃないですね、これ。医療職ということですから、医師や看護師、

検査技師、その他免許を持っている人の話だと思うんですが、それは医師だけの話ですか。それとも全員ですか。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

医療職給料表（一）というのは医師の給料表であります。

以上です。

議長（勝野暢一君）

5 番。

5 番（多田和弘君）

逆に言うと、もう 1 回質問しますけども、医師の給与は今の段階では適正だと思いますか。それとももう少し確保したほうがいいと思いますか。それとも今下げないということですから、当然今のより上のほうがいいという判断なのでしょうけど、実際ほかと比べてどうなのでしょう、東庄町として。

議長（勝野暢一君）

清水副町長。

副町長（清水正幸君）

医師の給与については、高い、安いの話はいろいろあるかと思いますが、国、県の人事委員会では現行水準が適正というふうな判断をしているところでございます。

町の判断はどうかということでお尋ねになっているだろうと思いますが、これについては町は人事委員会制度を持っておりませんので、そのような調査はしていません。したがって、ここで高い、安いの答弁を申し上げることは、大変恐縮ではございますけども、控えさせていただきたいと思います。

議長（勝野暢一君）

5 番。

5 番（多田和弘君）

そういうことであれば、わかりました。

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。



お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第32号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長よりごあいさつをお願いします。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、東庄町議会第3回臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、議案1件を提案させていただきました。議員各位には、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、さきの21日、国会におきましては、東日本大震災からの本格的復興策を柱とする総額1兆2千億25億円からなる第3次補正予算が成立をいたしました。もとはと言えば、この第3次補正予算の国会提出がおくれたとは言え、10月20日の臨時国会召集から1カ月以上も経過したことは、時間のかかり過ぎに対する批判を免れない感があります。まさに、緊急かつ重要な施策の決定に対し、国家機関の執行部と国会という立場の中で、それぞれの責務と役割を問われているものであると考えます。

町にとりましても、諸施策を円滑に執行するには議会の皆様方の理解と協力が必要であることは明らかであります。第14代東庄町議会議員各位の町政に

対する各方面からのご協力に対し、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、11月に入り寒暖の差が激しい日々が続いております。議員各位にはくれぐれも健康に留意をされ、それぞれの立場でますますのご活躍をご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。

議長（勝野暢一君）

私からも一言ごあいさつ申し上げます。

事実上9月の定例議会をもって、この日最後ということでこの前、ごあいさつさせていただきましたけれども、先日の第15代東庄町議会議員の選挙に対し、まだ前議会そのものが継続中でございますので、12月1日から施行する議案に関してということでございますので、急遽臨時会ということで、それこそ最後の議事になったのかなと思います。

引き続き、東庄町議会を続けてされておられる皆様方にはよろしくお願ひしたいと思ひます。また、今回をもって退会される議員の皆様方にも、本当に今までご苦労さまでした。引き続き、まだ町はずっと継続でございます。そういう流れの中で、皆様方のこれまでの培ったさまざまな案件、または認識をこの町の発展のために少しでも役に立てられればいいのかなと、私自身はそんなつもりでおります。皆様方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今町長のごあいさつがありましたけれども、この寒暖の差が激しいときというのは、意外と体の体調をこわすということが多いらしいです。特に夏の疲れが一気に出てくると、そういう話も伺っています。皆様方には今後、体調にご留意なされまして、引き続き皆様のご多幸と、そしてご活躍を心よりご祈念申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本当に皆さん、ご苦労さまでした。

これもちまして、平成23年東庄町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午後 3時25分 閉会）